

平成26年 8月 1日
都 市 局

「標準駐車場条例」の改正について

標準駐車場条例を改正しましたので、お知らせ致します。

1. 改正の背景

「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」が改訂（平成26年6月）され、事務所施設の発生集中原単位が減少したこと及び「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第39号）の施行に伴い、各地方公共団体が定める駐車場条例の雛形である「標準駐車場条例」を、本日付で改正しました。

※「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」の詳細については国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/daikibo_manual.html）をご覧ください。

2. 改正の概要

(1) 附置義務基準値（附置を義務づけられる駐車施設1台あたりの建築床面積）の目安等の改定（標準駐車場条例第25条）

・主に、事務所施設について附置義務台数を低減

改定前

用途 人口規模	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区
	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く）に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
おおむね100万人以上の都市	200㎡	250㎡	450㎡	250㎡
おおむね50万人以上100万人未満の都市	150㎡	200㎡	450㎡	200㎡
おおむね50万人未満の都市	150㎡	150㎡	450㎡	150㎡



改定後

用途 人口規模	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く）に供する部分	非特定用途に供する部分
おおむね100万人以上の都市	200㎡	250㎡	250㎡	450㎡
おおむね50万人以上100万人未満の都市	150㎡	200㎡	200㎡	450㎡
おおむね50万人未満の都市	150㎡	200㎡	200㎡	200㎡

※ 附置義務 …… 駐車場法第20条に基づき、地方公共団体が駐車場条例を制定することにより、一定規模以上の建築物の新築、増築等の際に、建築主に駐車施設の設置が義務づけられる制度。

※ 附置義務基準値 …… 附置を義務づけられる **駐車施設1台あたりの建築床面積**。なお、地方公共団体の条例において、地域の状況に応じて、上表数値を目安に独自に設定することが可能。

・ 鉄道駅やバスターミナル等に近接し、駐車需要が低いと認められる建築物について、弾力的な運用ができる旨を明記

(2) 都市再生特別措置法における駐車場法の特例制度における事項（駐車場配置適正化区域、路外駐車場配置等基準、集約駐車施設等）に関する規定を追加（標準駐車場条例第23条の2等）

※ 標準駐車場条例等の詳細については国土交通省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000040.html）をご覧ください。

【問い合わせ先】

国土交通省都市局街路交通施設課 川村（32-845）
TEL: 03-5253-8416（直通） FAX: 03-5253-1592